

備考

1 指定する地域は、この図において網掛けで示した範囲の外縁の町丁目界、水際線及び次の表に掲げる境界線で囲まれた区域とする。

別 図 の番号	図示された 境界線の範 囲の番号	境界線の種類	備 考
1	①	道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。)の中心線	道路の交差点の部分に係る境界線は、境界線に沿ってある道路の一部である場合を除き、交差点の両端に接する道路の中心線を結ぶ直線とする。以下「道路の中心線」において同じ。
2	①	道路の中心線	
	②	用途地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第8条第1項に規定する用途地域をいう。以下同じ。)の境界線	商業地域の北側端線
	③	都市計画道路(都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第11条第1項第1号に掲げる都市計画施設である道路をいう。以下同じ。)の中心線	東京都市計画道路幹線街路放射第6号線
	④	都市計画道路の端線に相当する線	東京都市計画道路幹線街路放射第6号線の北側端線に相当する線
	⑤	道路の中心線	
	⑥	敷地の境界線	新宿区新宿六丁目322番地9の境界線
	⑦	道路の中心線	
	⑧	都市計画道路の端線に相当する線	東京都市計画道路幹線街路環状第5の1号線の東側端線に相当する線
	⑨	都市計画道路の中心線	東京都市計画道路幹線街路環状第5の1号線
	⑩	道路の中心線	
	⑪	道路の中心線	
	⑫	用途地域の境界線	商業地域の西側端線
	⑬	その他の線	⑫の北側端点と⑭の南側端点とを結んだ直線
	⑭	用途地域の境界線	商業地域の西側端線
	⑮	その他の線	⑭の北側端点と⑯の東側端点とを結んだ直線
	⑯	道路の中心線	
	⑰	道路の中心線	
	⑱	道路の中心線	
3	①	道路の中心線	
	②	敷地の境界線	渋谷区神宮前五丁目52番地32、53番地14及び53番地15の境界線
	③	道路の中心線	
	④	用途地域の境界線	商業地域の東側端線
	⑤	その他の線	④の南側端点と⑥の北側端点とを結んだ直線
	⑥	道路の中心線	都道芝新宿王子線
	⑦	道路の中心線	特別区道洪第547号
	⑧	鉄道の境界線	東京急行電鉄東横線の東側端線
	⑨	都市計画道路の端線に相当する線から西側20mの線	東京都市計画道路補助線街路第18号線
	⑩	道路の中心線	
	⑪	用途地域の境界線	第一種住居地域の南側端線
	⑫	その他の線	⑧の南側端点と町丁目界の交点とを結んだ直線
	⑬	道路の中心線	
	⑭	道路の中心線	
	⑮	道路の中心線	
	⑯	道路の中心線	
4	①	道路の中心線	
	②	用途地域の境界線	商業地域の北側端線
	③	その他の線	②の東側端点と④の西側端点とを結んだ直線
	④	用途地域の境界線	商業地域の北側端線
	⑤	道路の境界線	道路の東側端線
	⑥	道路の中心線	
	⑦	道路の中心線	
	⑧	用途地域の境界線	商業地域(容積率10分の80)の東側端線
	⑨	用途地域の境界線	商業地域の東側端線
	⑩	その他の線	⑨の南側端点と⑪の東側端点とを結んだ直線
	⑪	道路の中心線	
	⑫	鉄道の境界線	西武鉄道池袋線の東側端線
	⑬	鉄道の境界線	東日本旅客鉄道山手線の西側端線
	⑭	用途地域の境界線	商業地域の南側端線
	⑮	道路の中心線	
	⑯	道路の中心線	
	⑰	道路の中心線	
	⑱	道路の中心線	
	⑲	用途地域の境界線	商業地域の北側端線
	⑳	その他の線	①の北側端点と⑲の北側端点とを結んだ直線
5	①	道路の中心線	
	②	道路の中心線	
	③	その他の線	②の南東側端点と④の西側端点とを結んだ直線
	④	用途地域の境界線	商業地域(容積率10分の60)の北側端線
	⑤	その他の線	④の東側端点と⑥の西側端点とを結んだ直線
	⑥	用途地域の境界線	商業地域(容積率10分の60)の北側端線

別 図 の番号	図示された 境界線の範 囲の番号	境界線の種類	備 考	
	⑦	その他の線	⑥の東側端点と⑧の西側端点とを結んだ直線	
	⑧	用途地域の境界線	商業地域(容積率10分の60)の北側端線	
	⑨	その他の線	⑧の東側端点と⑩の西側端点とを結んだ直線	
	⑩	用途地域の境界線	商業地域(容積率10分の60)の北側端線	
	⑪	道路の中心線		
	⑫	道路の中心線		
	⑬	道路の中心線		
	⑭	道路の中心線		
	⑮	その他の線	⑭の南側端点と⑯の西側端点とを結んだ直線	
	⑰	道路の中心線		
	⑱	用途地域の境界線	商業地域(容積率10分の60)の南側端線	
	⑲	その他の線	⑱の西側端点と⑳の東側端点とを結んだ直線	
	⑳	用途地域の境界線	商業地域(容積率10分の60)の南側端線	
	㉑	その他の線	⑲の西側端点と㉒の南側端点とを結んだ直線	
	㉒	道路の境界線	道路の東側端線	
	㉓	道路の中心線		
	㉔	道路の中心線		
	㉕	道路の中心線		
	6	①	道路の中心線	
	7	①	道路の中心線	
		②	道路の中心線	
		③	用途地域の境界線	商業地域の北側端線
		④	道路の中心線	
		⑤	用途地域の境界線	準工業地域の東側端線
⑥		用途地域の境界線	準工業地域(容積率10分の40)の東側端線	
⑦		鉄道の境界線	東日本旅客鉄道山手線の北側端線	
⑧		鉄道の中心線	東海旅客鉄道東海道新幹線	
⑨		道路の中心線		
⑩		用途地域の境界線	商業地域の南側端線	
⑪		道路の中心線		
⑫		道路の中心線		
⑬		その他の線	⑫の北側端点と⑭の西側端点とを結んだ直線	
⑭		用途地域の境界線	商業地域の北側端線	
⑮		その他の線	⑭の東側端点と⑯の西側端点とを結んだ直線	
⑯		用途地域の境界線	商業地域の北側端線	
⑰		その他の線	①の北側端点と⑯の東側端点とを結んだ直線	
8	①	高層住居誘導地区(都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第8条第1項第2号の3に規定する高層住居誘導地区をいう。以下同じ。)の境界線	高層住居誘導地区の北側及び西側端線	
	②	公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により免許を受けた埋立区域の境界線	平成12年8月17日付12港営水第125号により免許を受けた埋立区域の北側端線	
9	①	公有水面埋立法第2条第1項の規定により免許を受けた埋立区域の境界線	平成12年8月17日付12港営水第125号により免許を受けた埋立区域の北側端線	
	②	高層住居誘導地区の境界線	高層住居誘導地区の西側端線	
	③	道路の中心線		
	④	その他の線	③の西側端点と⑤の西側端点とを結んだ直線	
	⑤	道路の境界線	道路の西側端線	
	⑥	敷地の境界線	江東区有明三丁目6番地、14番地、22番地及び26番地の境界線	
10	①	道路の中心線		
	②	道路の中心線		
	③	道路の中心線		
	④	鉄道の中心線	東海旅客鉄道東海道新幹線	
	⑤	都市計画道路の端線に相当する線	東京都市計画道路幹線街路環状第3号線支線5の南側端線に相当する線	
	⑥	都市計画道路の端線に相当する線	東京都市計画道路幹線街路環状第3号線の南側端線に相当する線	
	⑦	道路の中心線		
	⑧	道路の中心線		
	⑨	道路の中心線		
	⑩	道路の中心線		
11	①	道路の中心線		
	②	道路の中心線		
	③	道路の中心線		
12	①	道路の中心線		
	②	道路の中心線		
	③	敷地の境界線	港区芝浦三丁目117番及び同丁目11番72と同丁目11番118との境界線、同丁目11番72と同丁目11番3、同丁目11番71、同丁目11番138、同丁目11番137及び同丁目11番4との境界線、同区芝四丁目336番6及び同丁目336番12と同区芝浦三丁目11番4との境界線、同区芝四丁目336番12及び同丁目336番6と同区芝五丁目315番1との境界線	
	④	道路の中心線		
	⑤	道路の中心線		
	⑥	道路の中心線		

